

●合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、一人の女性が生涯に産む子どもの数を推計したもので、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの（人口の増減がない数値は2.07）

H30年度 全国平均 1.42 山口県 1.54（沖縄県 1.89） 山陽小野田市 1.58

●平均初婚年齢

H29年度 全国平均 29.4歳 山口県夫 30歳・妻 28.9歳（20年で3歳増加）

●不妊治療補助制度（山口県）

- ・対象年齢 43歳未満
- ・通算助成回数 39歳まで通算6回 40～42歳通算3回

対象医療	一般不妊治療	人工授精 保険適用外	特定不妊治療 保険適用外	男性不妊治療 保険適用外
治療費(1回)	1万円程度	1～3万円程度	30～50万円程度	4～40万円程度
対象経費	治療費（自己負担分）	治療費（全額）	治療費（全額）	治療費（全額）
助成対象	夫婦所得額 730万円未満			
助成額	1年度あたり 3万円未満	1年度あたり 3万円未満	初回上限 30万円 二回目以降上限 15万円	初回上限 30万円 二回目以降上限 15万円

●本市の助成状況

- ・一般不妊治療費助成件数 H29年度 50件 H30年度 60件
- ・人工授精治療受付件数 H29年度 25件 H30年度 28件
- ・特定不妊治療費受付件数 H29年度 48件 H30年度 51件

<他市の独自施策>

- ・岩国市 県の特定不妊治療費補助に追加で5～10万円の助成金を給付

●不育症とは

妊娠はするものの2回以上繰り返す流産や死産などによって赤ちゃんを授けられない症状。検査・治療により8割以上が最終的に出産することができる。（厚生労働省HPより）

<他市の施策>

- ・光市 不育症治療費助成 1年度あたり1回 20万円を上限（2014年4月～）

●不妊治療と仕事の両立のための支援策

東京都 「働くためのチャイルドプランサポート事業」（H30年度～）現在約150社登録

仕事と不妊治療の 両立支援のために

～働きながら不妊治療を受ける従業員へのご理解をお願いします～

近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられます。また、厚生労働省が行った調査によると、仕事と不妊治療との両立ができず、16%の方が離職しています。

このように、人材を失うことは、企業にとって大きな損失です。仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整えることは、有能な人材の確保という点で企業にもメリットがあるはずです。

このリーフレットは、職場内で不妊治療への理解を深めていただくために、不妊治療の内容や職場での配慮のポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度などを紹介するものです。

約**20**人に**1**人

2015年に日本では51,001人が生殖補助医療(体外受精、顕微授精、凍結胚(卵)を用いた治療)により誕生しており、全出生児(1,008,000人)の**5.1%**に当たります。

(生殖補助医療による出生児数:日本産科婦人科学会「ARTデータブック(2015年)」、全出生児数:厚生労働省「平成27年(2015)人口動態統計の年間推計」による)

5.5組に**1**組

日本では、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は、全体で**18.2%**、子どものいない夫婦では**28.2%**です。

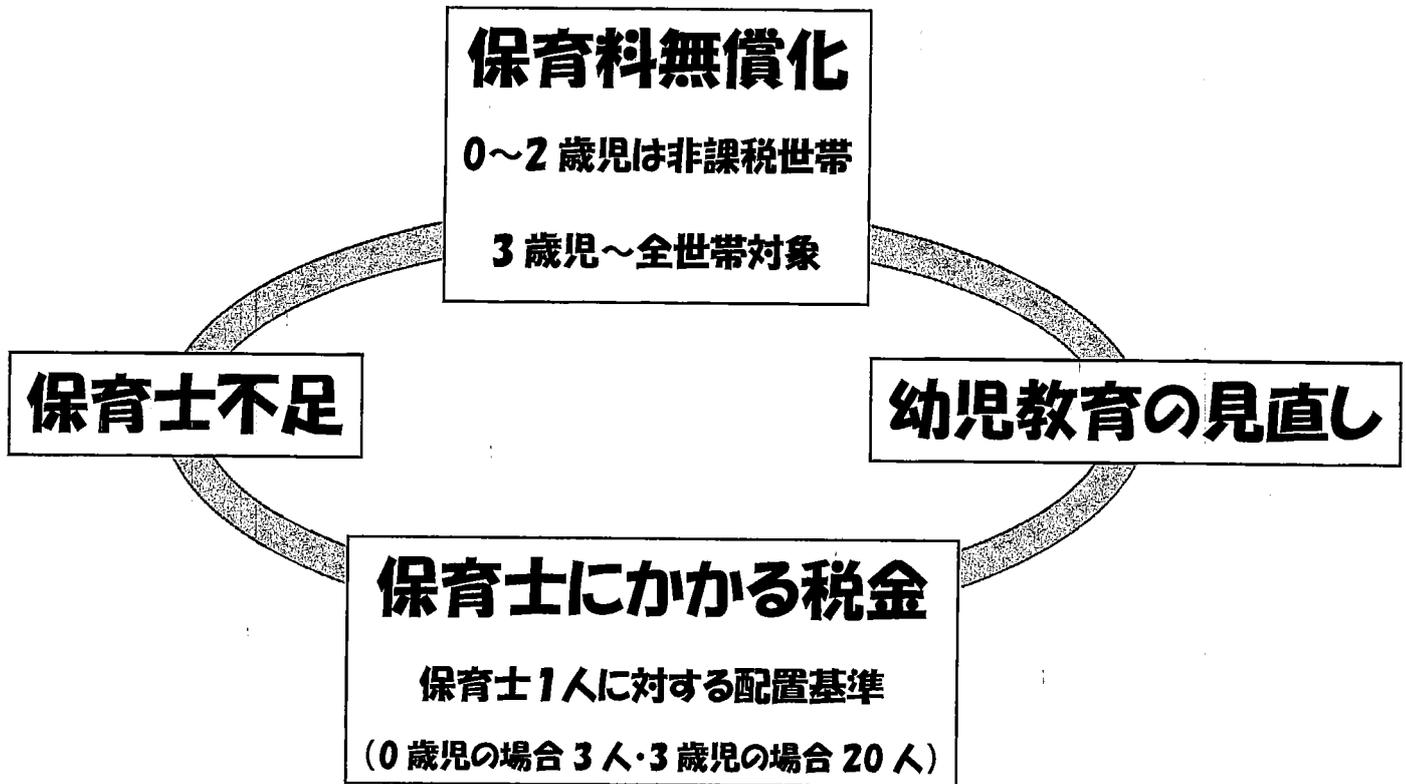
(国立社会保障・人口問題研究所「2015年社会保障・人口問題基本調査」による)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

●保育の取り巻く環境



●在宅育児給付金

保育所に預けるのではなく自宅で育児する世帯に給付する制度

- ・鳥取県 おうちで子育てサポート事業
1 歳に達するまで月 3 万円支給 (制度導入した市町村と折半)
- ・和歌山県有田市 在宅育児支援事業給付金
1 歳に達するまで月 1.5 万円支給 (第二子条件付き、第三子以降無条件)
- ・フィンランド
3 歳になるまで幼児一人に月約 4 万円の支給

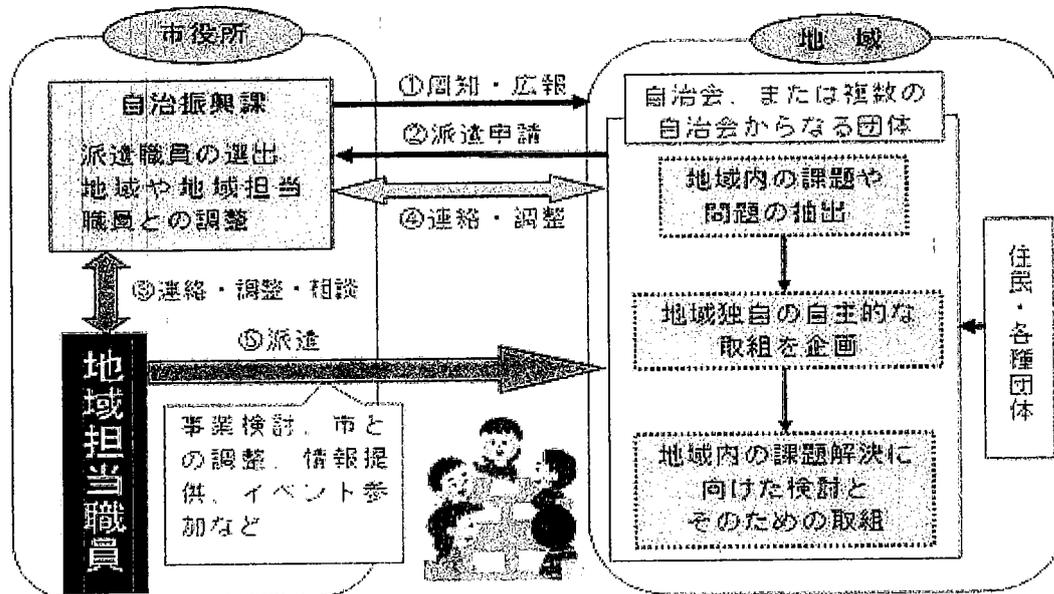
1、地域担当職員制度とは

- ・住民との対話・交流を通じ、地域課題の解決に住民の意向を反映させ、職員を各地域の担当者として配属し、住民と共に地域課題の解決を図る制度。
- ・この制度は、1968年に千葉県習志野市で採用された「地域担当制」が嚆矢とされる。
- ・平成29年3月までに全国で345市町村が実施

2、地域担当職員制度の多様性

・近年、住民ニーズの多様化・高度化に対応して効率的・効果的に公共サービスを提供するには、地域で活動する様々な活動主体が公共サービスの担い手となることが必要となった結果、「自治体と住民の協働による公共サービスの提供や地域課題の解決」を目指す施策の一つとして、地域担当職員制度は多くの自治体で様々な形態で導入されている。

米原市「職員行きますプロジェクト」



3、地域担当職員制度の利点と課題

- <利点>
- ・住民と「顔の見える関係」が構築され相互の理解と信頼関係の創出につながる。
 - ・本庁と住民とのパイプ役となり、縦割り行政の是正につながる。
 - ・庁内の職場を飛び出したOJTとして職員の新たな能力形成に貢献するとともに、自治体職員としてのやりがいやモチベーションの向上につながる。
- <課題>
- ・自治会や委員会等は、ほとんどが休日の開催であるため、職員の負担が増える。
 - ・地域により活動内容に温度差がある。
 - ・自治体の守備範囲の問題。(自治体では対処しきれない事項を要求される)

